

# 北広島町農業委員会第10回総会議事録

事務局 (第10回北広島町農業委員会総会開会宣言)

町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号17番、1番をお願いします。

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について、農地法3条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年4月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願いします。

1番 4月11日に現地確認を致しました。また、後日、譲渡人の方とは電話で申請理由等の確認をしました。譲渡人・譲受人ともに担い手農家で米作を中心に営農をされております。譲受人は10数年前から申請地一帯を耕作しており、譲渡人は今般農地の耕作を委託していた経緯があります。譲渡人にとって今般農地は遠方であるため、譲受人にこのまま譲り渡して管理をお願いしたい旨を確認しているとのこと。機械等、労力も充分で営農に問題はないと思います。以上のことから、地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いします。

会長 それでは番号1番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

委員 (なし)

会長 ないようですので、それでは質疑を打ち切って採決致します。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。続いて、番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 担当委員より補足説明をお願い致します。

3 番 4月13日に現地調査を行っております。台帳地目は「田」、現況は「畑」となっており、現地を確認すると用水口が見当たらないため、隣接する農地所有者でご近所の方にお伺いをして経緯を確認しました。圃場整備事業の際に設置不要との申し出があり用水口は設置しなかったとのことです。今般申請地を除いた譲渡人の農業経営規模農地5215㎡は、1筆の田で申請地から離れた位置にあり、そちらは譲渡人が引き続き地元法人へ預けていくとのことでした。今般農地192㎡は家庭菜園をされるということで、農機具等はホームセンターで購入を予定されており、譲受人世帯は23歳と21歳のご夫婦でありますので家庭菜園であれば充分であると思います。なお、申請書の連絡先に記載された山口県の方が記載されておりましたが、譲受人が申請地横に建築中の新築住宅に係る不動産関係者とのことで、申請に当たっては無償で請け負ってられるとのことでした。また、周辺農地に影響はないと考えます。以上のことから、地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決致します。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願い致します。

4 番 4月13日に現地調査を実施しております。また、委託されている行政書士及び譲渡人の方とも立ち会いをし見てきました。譲渡理由につきましては、親から子への贈与案件でございます。申請農地11筆中1筆は委託管理しており、移譲後も委託によって耕作をされるとのことでした。その他の圃場につきましては、自家用野菜または産直出荷用の作付けをし、残りは草刈り等きれいに管理されておられました。委託管理している1筆を除いた圃場につきましては隣接する他の農地はないので、周辺への影響はないものと考えられます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件をみたしていると思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

会 長 それでは番号3番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

- 6 番 農地面積で端数が記載されている筆がある。合計欄に反映されていないのは端数処理の関係なのか誤記なのか確認させてください。
- 事務局 議案の合計面積を集計する際の仕様上、端数を切り上げたものを記載しているため、差異が生じているものでございます。
- 会長 他にありませんか。
- 委員 (なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請のとおり許可しても良いと思われる方は挙手をしてください。
- 委員 (挙手全員)
- 会長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 会長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。
- 職務代理 4月15日に現地確認を行っております。また、譲受人の妻に関係者ということで申請理由等の確認をしました。譲渡人の年齢は87歳と高齢で、譲受人の57歳の息子さんに将来のことも考えて、贈与し管理を任せたいとのことです。譲受人は、別のお仕事をされていますが、休日に帰省しこれまでどおり親子で耕作されると聞いています。農機具・技術にも問題ありません。田については地域の農業法人にも関わってもらっているとのことです。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。審議の程、よろしくお願ひ致します。
- 会長 それでは番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。
- 委員 (なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。
- 委員 (挙手全員)
- 会長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

会 長 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 4 条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 4 月 22 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 5 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

7 番 4 月 15 日に現地確認を行いました。また、申請人の娘さんに関係者ということで現状及び位置等の確認をしました。(県道 261 号から見て)左側は 1~2 メートルの農道があり、右側はコンビニエンスストア駐車場との境界線上に水路等はない状況です。(隣接の農地で建築予定の新築住宅は)着工前の状態であり、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。ご審議の程よろしくお願い致します。いたします。

会 長 ありがとうございます。番号 5 番について質疑に入ります。ご意見ご質問に入ります。ございませんか。

3 番 始末書ではなく顛末書の添付とあるが、申請者以外が農地転用の手続きをせずに現在の状態になっているということでしょうか。

事務局 申請者への聴取によると、申請者の親族の方が許可を得ずに現在の状態にされているとのことで、顛末書の提出となっております。

会 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 5 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 5 条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 4 月 22 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

- 7 番 4月15日に現地を確認しております。この案件ですが第4条5番案件の隣接農地となります。こちらの農地については、現地確認の際は何もない状態でした。一時期、黄色い区画テープらしき物があることは確認されておりましたが、今回の申請に伴い改善を図られた模様です。以上のことから許可相当と思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 会 長 ありがとうございます。番号6番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 3 番 今般農地についても(議案第2号5番と同じく)相当前から無断転用の疑いのある案件と思われるが、こちらには顛末書の添付がついていないのでは。
- 事務局 当初は議案第2号5番の申請農地と一帯の状態で顛末書の提出がありましたが、本年2月に分筆の届出がされたため、今般農地の状況となったものです。顛末書には農地面積の記載はなく、大字小字を記載された様式で提出を受理していることから、顛末書は議案第2号5番の申請農地として提出されております。
- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 非農地証明申請について

- 会 長 議案第4号非農地証明申請について、非農地証明現地調査員の現地調査の結果、別紙申請について非農地証明を発行することについて承認を求める。令和6年4月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号7番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。
- 13 番 4月13日に現地を確認しております。(2筆の内、1筆目)現状ですが写真のとおり4~5メートルの雑木が複数本生い茂っている状況で、茅が全面に生えており復田するには重機・バックホー等の抜本等の作業が必要な状況です。続いて2筆目についてですが、1メートル程度の雑木が数本生えている状況。茅は農地内の2~3割ほど繁茂している状況です。こちらについては、農業用機械及び草刈り等で復田できるような状況です。従いまして、1筆目についてはB相当、2筆目については遊休農地①相当と判断させていただきました。以上で報告を終わります。ご審議をよろしく申し上げます。

- 会 長 ありがとうございます。番号7番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 16 番 今般農地は2筆ともに圃場整備事業に係る農地ですか。
- 13 番 そういことです。どちらも第1種農地です。
- 5 番 農用地区域内の第1種農地は、非農地にできないのでは。
- 事務局 第1種農地につきましては、令和3年度までのものは一旦委員の皆様方に現地確認等を行い地区会議でも議論いただいたうえで、調査員の調査結果で非農地判断とさせていただいております。令和3年度以降の農地パトロールの結果については、判断保留中の状況であります。個別で第1種農地の非農地証明申請が上がった場合には協議をしていくとご判断いただいております。今回の審議の場へ上げさせていただいております。
- 事務局長 法改正により基本的には第1種農地でも非農地判断となった場合は農業振興地域から外してもよいとなっておりますので、現時点で優先順位が変わっております。
- 職務代理 例えば連坦した農地の真ん中を非農地にしたいと申請されるケースも考えられるので、どの程度まで勘案されるかを踏まえて検討する必要があります。今後、(非農地申請だけではなく)農地転用に係る申請で類似ケースが上がることも考えられるが、個別に判断する際はどのようにすべきか。
- 事務局長 令和3年度までに第1種農地を非農地判断と決定した農地につきましては、土地改良区との協議は終わっておりますので、農地調整係の担当員が法務局への手続きを行っております。これ以降に令和3年度以降の農地パトロールで上げられた農地につきましては、役員会で協議の上、取扱をどのようにしていくかあらためて方針を定めていきたいと考えています。現状、個別で上がってくる申請につきましては、委員の皆様方の審議の上で判断いただければと思います。
- 13 番 (現地確認した担当委員としては)1筆目は非農地証明の許可相当農地、2筆目は不許可相当と判断させていただきます。
- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番については、13番委員からの説明がありましたとおり、1筆ずつ、非農地証明の承認について決定していくこととします。1筆目について、申請のとおり証明書を発行しても良いと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)

- 会 長 挙手全員です。よって1筆目は申請のとおり許可することに決定しました。
- 会 長 2筆目について、申請のとおり証明書を発行しても良いと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手1名)
- 会 長 それでは、2筆目について、申請のとおり証明書の許可はできないと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手多数)
- 会 長 挙手多数です。よって2筆目は非農地証明の許可はしないことに決定しました。

---

### 議案第5号 農用地利用集積計画について

- 会 長 議案第5号農用地利用集積計画について、農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画について意見を求める。令和6年4月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 会 長 ありがとうございます。議案第5号について質疑に入ります。  
ご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。議案第5号について意見なしと決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って意見なしと決定しました。

---

### 議案第6号 農用地利用集積等促進計画について

- 会 長 議案第6号農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理機構に係る農用地集積等促進計画について意見聴取があったので意見を求める。令和6年4月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 会 長 ありがとうございます。議案第6号について質疑に入ります。  
ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。議案第 6 号について申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って意見なしと決定しました。

---

### 議案第 7 号 北広島町農業委員会農地利用最適化推進委員の承認について

会 長 議案第 7 号北広島町農業委員会農地利用最適化推進委員の承認について。北広島町農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱することについて承認を求める。令和 6 年 4 月 22 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 ありがとうございます。議案第 7 号について質疑に入ります。  
ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは、議案第 7 号について申請のとおり承認しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 はい。ありがとうございます。挙手全員です。従って承認することと決定しました。  
以上をもちまして、本日の総会の提出議案の審議を全て終了とします。